

浄化槽設置整備事業補助金申請のしおり

(この事業は、国及び岐阜県から補助金を受けています。)

- 浄化槽設置整備事業補助金の概要 1 頁
- 補助金の申請 2 ~ 6 頁
- 各務原市浄化槽設置整備事業の施工基準 7 ~ 8 頁
- 最終清掃・維持管理 9 頁

各 務 原 市
市民生活部 環境室 環境政策課 (本庁舎2階)
電話 058-383-4231 (直通)

事業の概要

1 補助事業の目的

各務原市では、生活系排水による河川の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽（以下、合併浄化槽という）を設置する方に費用の一部を補助します。

生活排水が未処理で排出される単独処理浄化槽（以下、単独浄化槽という）から合併浄化槽への転換を促進するため、単独浄化槽の撤去費用の一部補助に加え、令和2年度から転換に伴う宅内配管工事費用の一部補助を新たに追加しました。これに伴い、新築家屋の浄化槽設置及び合併浄化槽の更新のうち、既存の汚水処理未普及解消につながらない一部については、補助対象外となりました。

また、令和4年度からはくみ取り槽から合併浄化槽への転換に伴うくみ取り槽の撤去費用及び宅内配管工事費用の一部補助が対象になりました。

2 事業期間

毎年4月1日から翌年3月31日まで

*単年度で行う事業に対しての補助金です。

事業期間内に、完成検査（P5 10 完成検査）まで終了させてください。

概ね3月10日頃までに完成検査まで終了できない場合は、当該年度での申請が出来ませんのでご注意ください。

***実績報告書（P5 9 実績報告）の提出は、2月末日までです。**

3 補助金額（補助対象は、処理対象人員50人以下の浄化槽です）

人槽区分	補助金額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～50人槽	548,000円

*補助金の額は、上表に定める額とする。

*人槽は「建築物の用途別による、し尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」により算定する処理対象人員によるものとする。

*個人が所有する専用住宅において、単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去して同一敷地内に浄化槽を設置する場合は、単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去に必要な工事費若しくは単独処理浄化槽にあっては12万円、くみ取り槽にあっては9万円のいずれか低い方の額を加算した額とする（当該工事費に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）。

*転換を行う場合は、宅内配管工事に必要な工事費又は30万円のいずれか低い方の額を加算した額とする（当該工事費に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）。

補助金の申請

1 浄化槽設置届出書または浄化槽設置通知書（建築確認申請）の提出	申請者 → 市
2 補助対象の確認	
3 補助金の申込み（設置者と浄化槽工事業者）	
4 補助金交付申請（交付決定まで審査に10日間程度かかります）	
5 着工前検査	市
6 交付決定（交付決定後、浄化槽工事が可能となります）	市 → 申請者
7 変更承認申請 ※計画に変更が生じた場合、随時申請	申請者 → 市
8 着工報告（事前に工事業者が市へ着工日を連絡）	工事業者 → 市
9 実績報告（2月末日まで）	申請者 → 市
10 完成検査（3月中旬まで）	申請者・工事業者・市
11 交付額の確定	市 → 申請者
12 補助金の請求	申請者 → 市
13 補助金の交付	市 → 申請者

1 浄化槽設置届出書または浄化槽設置通知書（建築確認申請）の提出

申請時点では、浄化槽工事業者や建築確認機関より受領しています。

2 補助対象の確認

2-1 補助対象地域

次のいずれかの地域が補助対象地域です。環境政策課へ確認してください。

- ・下水道事業認可区域以外の地域
- ・下水道の整備が原則として7年以上見込まれない下水道事業認可区域内の地域

2-2 建物の要件

- ・居住の用に供する建物に浄化槽を設置する者
居住の用に供する建物とは、「申請者が居住する専用住宅（共同住宅、長屋住宅を除きます）および併用住宅（申請者が居住する住宅に店舗、事務所などを併設し、延べ面積の2分の1以上が住宅専用である建物）」をいいます。
- ・設置後の維持管理の責任が明らかであること
販売の目的で住宅を建て、合併浄化槽を設置した後に売りに出される、いわゆる建売住宅などは、補助対象となりません。

2-3 浄化槽の要件

- ・10人槽以下の浄化槽
全国浄化槽推進市町村協議会（全浄協）に登録されていること。
一般社団法人全国浄化槽団体連合会（全浄連）の機能保証制度または公益社団法人岐阜県浄化槽連合会（岐浄連）の岐阜県浄化槽生涯機能保証制度の登録を受けていること。
- ・11人槽以上20人槽以下の浄化槽
岐浄連の岐阜県浄化槽生涯機能保証制度の登録を受けていること。

2-4 その他の条件

次のいずれかに該当する方は補助金を交付しません。

- ・ 建築確認または浄化槽設置の届出をしないで浄化槽を設置する者
- ・ 住宅を借りている方で、貸主の承諾を得られない者
- ・ 合併浄化槽が設置された家屋を建て替え・増築する場合
- ・ 既設合併浄化槽を更新・改築する者（災害に伴うものは除く）
- ・ 都市計画法に基づく開発許可を得た民間事業者による新たな宅地造成に伴う浄化槽を設置する者
- ・ 市税を滞納している者

3 補助金の申込み

- ・ 浄化槽設置者（申請者）と工事業者（浄化槽設備士）同伴で、環境政策課へ直接お越しください（事前に来庁日、打合せ時間の調整が必要です）。
- ・ 各務原市浄化槽設置整備事業における補助制度について説明します。
- ・ 申込書（様式1）と確認事項に署名の上、提出してください。

4 補助金交付申請

以下の書類を添付して補助金交付申請書（様式2）を提出してください。

【共通】

- (1) 申請者が住宅を借りている者であるときは、貸主の承諾書
- (2) 「浄化槽設置届出書」又は「[浄化槽設置通知書]及び[建築確認済証]の写し」
- (3) 浄化槽工事請負契約書の写し（様式3）
- (4) 工事費用の見積書（本体費、設置工事費の別がわかるもの）（様式4）

【処理対象人員が10人以下の浄化槽であるとき】

- (5) 全浄協の登録証の写し
- (6) 全浄協登録浄化槽管理票C票
- (7) 全浄連の機能保証登録証又は岐浄連の生涯機能保証登録証

【処理対象人員が11人以上20人以下の浄化槽であるとき】

- (8) 岐浄連の生涯機能保証登録証

【共通】

- (9) 所在地が分かる住宅地図等の写し
- (10) 浄化槽及び建物の配置図（水回りの位置がわかるものを含む。）
- (11) 配管図（浄化槽から生活排水の流出箇所までの配管が分かるもの）
- (12) 浄化槽の構造が分かる図面（工場で生産する浄化槽）
 - ・ 国土交通大臣及び地方整備局長から交付された認定書
 - ・ 一般財団法人日本建築センター理事長から交付された型式適合認定書
 - ・ OEMの場合は、OEMが確認できる書類

(13) 特記図面

【ポンプ圧送を行う場合】

- ・ポンプ構造のわかる図面

【ピット工事を行う場合】

- ・ピットの強度がわかる構造計算書等を提出すること。
- ・ピットの寸法及び配筋がわかる図面

【土留め対策工事を行う場合】

- ・L型擁壁の構造計算書等を提出すること。
- ・L型擁壁の寸法及び配筋がわかる図面

(14) 浄化槽基礎の構造及び基礎のコンクリート強度が分かる書類

【基礎底版コンクリートを現場打ちする場合】

- ・コンクリートの設計基準強度（18N/mm²以上）がわかる書類

【プレキャストコンクリート基礎底版を使用する場合】

- ・基礎底版コンクリートと同様の強度を有するものとし、構造計算書等を提出すること。
- ・プレキャストコンクリート基礎底版の寸法及び配筋がわかる図面

【単独浄化槽又はくみ取り槽の撤去の一部補助に該当する場合】

(15) 単独浄化槽又はくみ取り槽の撤去に係る工事の費用に係る見積書の写し

(16) 単独浄化槽又はくみ取り槽の配置図（(11)と兼ねることができる）

(17) 単独浄化槽又はくみ取り槽の現況写真

【宅内配管工事の一部補助に該当する場合】

(18) 宅内配管工事に係る費用の見積書の写し

(19) 宅内配管工事に係る図面（(11)と兼ねることができる）

(20) 宅内配管工事に係る配管詳細図

【共通】

(21) その他市長が必要と認める書類

- ・他所有者の土地に排水管等を敷設する場合は、排水同意書
- ・各器具からの排水管が個別に屋外に出せない場合は、理由書
- ・浄化槽の転換の場合は、廃止する浄化槽の『最終清掃』の記録
- ・くみ取り槽からの転換の場合は、くみ取り便所の『最終清掃』の記録

5 着工前検査

- ・事前着工が行われていないか市職員が現地で確認し、浄化槽設置予定箇所の写真を撮影いたします（立合いは不要）。

事前着工がされていた場合は、補助対象外となります。

6 交付決定

申請の内容を審査し、補助金交付の決定をします。

- ・審査には概ね 10 日間程度かかります。
- ・人槽は「建築物の用途別による、し尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」により算定する処理対象人員によるため、基準以上の浄化槽を設置した場合は、算定基準の人槽までしか補助対象となりません。
- ・補助金交付決定通知書は環境政策課の窓口で交付します。

7 変更承認申請

補助事業を中止するとき、補助金交付申請の内容を変更するときは、変更承認申請書（様式 6）を提出してください。

- ・内容変更の例

浄化槽の位置変更、排水経路の変更、申請者の住所変更、工事遅延等による完了年月日の変更、浄化槽設備士の変更

8 着工報告

- ・交付決定後、浄化槽工事に着手してください。
- ・着工前に着工日を浄化槽着工報告書（様式 5）で報告してください。（FAX 可）

9 実績報告

補助事業の完了後、1 月以内に以下の書類を添付して事業実績報告書（様式 7）を提出してください。最終提出は 2 月末日までです。

【共通】

- (1) 浄化槽法定検査・保守点検・清掃の業務委託契約書（らくらく一括契約書）の写し又はこれに代わる書類の写し
- (2) 浄化槽工事チェックリスト（様式 8）
- (3) 浄化槽工事写真チェックシート（様式 9）
- (4) 浄化槽の設置に係る工事の施工状況の写真（浄化槽の施工に関する審査基準によるもの）「工事施工状況の写真的ポイント」に従って施工経過の記録を撮影してください。
- (5) その他市長が必要と認める書類（申請時に提出済みの場合は割愛できる）
 - ・浄化槽の入替えの場合は、廃止する浄化槽の『最終清掃』の記録
 - ・くみ取り槽からの転換の場合は、くみ取り便所の『最終清掃』の記録

【基礎底版コンクリートを現場打ちする場合】

- ・コンクリートの設計基準強度（18N/mm²以上）がわかる書類
- ・生コン車で搬入する場合は、搬入時の写真と出荷伝票。
- ・材料を現場で練混ぜする場合は練混ぜしていることが判別できる写真

【プレキャストコンクリート基礎底版を使用する場合】

- ・基礎底版コンクリートと同様の強度を有するものとし、構造計算書等を提出すること。

- ・プレキャストコンクリート基礎底版の寸法及び配筋がわかる図面
- 【単独浄化槽又はくみ取り槽の撤去の一部補助に該当する場合】
- (6) 単独浄化槽又はくみ取り槽の撤去に係る工事の施工状況の写真
 - (7) 撤去した単独浄化槽又はくみ取り槽の産業廃棄物管理票（E票）の写し

- 【宅内配管工事の一部補助に該当する場合】
- (8) 宅内配管工事の施工状況の写真

10 完成検査

申請者と浄化槽設備士の立会いのもと、浄化槽の型式、機能、配管の接続、流入及び放流状況などを検査します（適正でない場合は修繕を指示します）。

11 交付額の確定

事業実績報告書の審査及び完成検査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合する場合、補助金交付額確定通知書を申請者宛郵送にて交付します。

12 補助金の請求

補助金交付請求書（様式 10）を提出してください（振込先口座は、申請者本人名義の口座とします）。

事業実績報告書と同時に提出してください（請求日は空白）。

13 補助金の交付

請求から約 1 ヶ月後に指定口座へ振り込みを行います。振り込み時に各務原市会計管理者名で口座振替支払通知書を送付します。

14 注意事項

- 申請者の住所や浄化槽の設置場所の記載に当たっては、正確に書いていただくようご協力をお願いします。
- 浄化槽設置者が連名の場合、代表者一人が補助金申請者となります。
- 浄化槽管理者の 3 つの義務『保守点検・清掃・法定検査』を守り、浄化槽の適正な管理をしてください（補助金の返還が発生する場合があります）。
- 補助金は、予算の範囲内で交付しています。
補助要件を満たしていても予算がなくなった場合、申込・申請は受付できません。
環境政策課へあらかじめご確認ください。

各務原市浄化槽設置整備事業における施工基準

1. 浄化槽工事の施工基準

浄化槽の工事は、浄化槽設備士のもとで浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和 60 年 9 月 27 日厚生省・建設省令第 1 号）第 1 条（浄化槽工事の技術上の基準）及び下記に従い行うこと。下記に記載のない事項については、浄化槽設計施工の手引き最新版（発行一般社団法人全国浄化槽団体連合会）に基づき、申請者、浄化槽施工業者および市の三者で協議の上進めること。

2. 浄化槽本体について

（1）掘削工事

①土地や地下水の状況により、土留工事、水替工事等の適切な処置をすること。

（2）基礎工事

①砕石地業は十分に突き固めた上、仕上がり厚みを 100mm 以上とすること。なお地盤が悪い場合は割栗石にて突き固めること。

②捨てコンクリートの打設厚みは 50mm 以上とすること。また養生の期間を十分とること。

③基礎底版コンクリート

- ・鉄筋は D10-@200 シングルとすること。
- ・コンクリートの設計基準強度は、18N/mm²以上とすること。
- ・コンクリートの厚みは 100mm（10人槽 150mm）以上とし、型枠の広さは浄化槽外形寸法以上とすること。
- ・コンクリートの養生の期間は十分とること。
- ・PC 版を使用する場合は、基礎底版コンクリートと同様の強度を有するものとし、構造計算書を提出すること。

（3）据付工事

①本体据付時は水準器にて水平確認後、所定水位まで水張りの上再度水平確認をすること。また、満水にして漏水がないか確認すること。

②埋め戻しは石等の混入していない良質な土砂等を用い、浄化槽内には異物が入らないように行うこと。周囲を均等に埋め戻し、水締め及びつき固めを何回かに分けて行うこと。

③かさ上げの高さは、300mm 以内とし、それを超える場合はピット構造としピットには雨水排水用の排水口を設けること。

（4）上部スラブ工事

①上部スラブは地盤面より少し高くする等雨水の流入防止策を講ずること。

②鉄筋工事及びコンクリート工事は、下記に従い工事を行うこと。

- ・マンホール開口部には、周囲に補強筋を施すこと。
- ・鉄筋は D10-@200 シングルとし、コンクリートの厚みは 100mm 以上とする

こと。

- ・コンクリートは養生の期間を十分とること。

(5) ポンプ槽工事

- ①ポンプ槽を設置する場合は、下記のように行うこと。
 - ・着脱可能なポンプを2台以上設置し、交互運転ができるようにすること。
 - ・原水(流入)ポンプ槽の設置は、つまり等の原因となるため設置しないこと。

(6) ブロワ設置工事

- ①浄化槽専用の電源を設けること。
- ②アースが必要なものには必ず設置すること。
- ③ブロワは固定が十分に行われ、防振対策がなされていること。

3. 配管工事について

(1) 排水管

- ①生活排水がすべて接続され、雨水や工場排水等を流入させないこと。
- ②放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれがないこと。
- ③管の露出等による変形や破損がないこと。
- ④原則、各器具からの排水管は個別に屋外に出すこと。床下宅内配管を行う場合は理由書を提出すること。
- ⑤水密性を保持できるよう管の接合をすること。
- ⑥管径及び勾配は、排水を円滑かつ速やかに流下するよう定めることとし、勾配は管径の100分の1以上とすること。
- ⑦屋外(足)洗い場の排水は接続しないこと。

(2) ます

- ①45度以上の屈曲点、落差のある所に設置すること。
- ②2系統以上の排水の合流点に設置すること。
- ③排水管の内径又は勾配、管種が異なる箇所には設けること。
- ④直線部においては、管径の120倍以下の間隔の範囲に設けること。
- ⑤浄化槽の直前及び直後に設置すること。
- ⑥各排水が屋外に出た所に内径又は内のり、150mm以上の円形又は角型のものを設置すること。
- ⑦流入側はすべてインバートますとし、密閉できる蓋とすること。
- ⑧ますの上端が地面より少し高くなっていること。

(3) トラップ

- ①排水の流入口には、すべてトラップを設置すること。ただし、二重トラップとしないこと。

(4) 通気管

- ①排水の流れを円滑にするため、通気管は必ず設置すること。
 - ・通気管はすべて立て管にむかって上り勾配とすること。
 - ・開口部は必ず屋外にあって、管から出るガスが屋内に侵入するおそれがないこと。

最終清掃・維持管理

○浄化槽の入替えをされる方へ

※浄化槽を廃止するときは、浄化槽の汚泥等の引き抜き後に消毒を行う『最終清掃』を行う必要があります。浄化槽の清掃は、市の許可業者に依頼してください。

- ・那加・稲羽・鵜沼・蘇原地区：各衛サービス株式会社（電話：058-389-3210）
- ・川島地区は浄化槽補助金の対象区域外になります

※浄化槽を廃止した場合は、「浄化槽使用廃止届出書」を環境政策課へ提出してください。

○くみ取りから切り替えられる方へ

※くみ取り槽を廃止するときは、くみ取り後に消毒を行う『最終清掃』を行う必要があります。くみ取り・清掃は、市の許可業者に依頼してください。

- ・那加・稲羽・鵜沼・蘇原地区：各務原衛生株式会社（電話：058-382-6151）
- ・川島地区は浄化槽補助金の対象区域外になります

○浄化槽の維持管理について

浄化槽は微生物の働きを利用するデリケートな施設です。その機能を十分に発揮させるためには適正な施工とともに、適正な維持管理が必要です。

浄化槽管理者の3つの義務『保守点検・清掃・法定検査』を守り、浄化槽の適正な管理をしてください。

- | | |
|--------------|------------------------------|
| (1) 浄化槽の保守点検 | 4ヶ月に1回以上行うこと。(20人槽以下の浄化槽の場合) |
| (2) 浄化槽の清掃 | 1年に1回実施すること。 |
| (3) 浄化槽の法定検査 | 1年に1回受検すること。 |

各務原市浄化槽設置整備補助金に関する問い合わせ先

各務原市役所市民生活部環境室環境政策課 058-383-4231